

実際の計算にあたって

(基本年金の計算例)

基本年金

$$\begin{aligned} \text{基本年金額(年額)} &= \text{平成15年3月以前の平均標準報酬月額} \times \text{生年月日別給付乗率(表1)} \\ &\times \text{平成15年3月以前の加入期間(月数)} + \\ &\quad \text{平成15年4月以後の平均標準報酬月額} \left(\begin{array}{l} \text{標準賞与額を加入員期} \\ \text{間で割った額を含む} \end{array} \right) \\ &\times \text{生年月日別給付乗率(表1)} \times \text{平成15年4月以後の加入期間(月数)} \end{aligned}$$

(例)昭和26年4月生まれ、平成15年3月以前の加入期間が10年(120月)、平均標準報酬月額25万円
平成15年4月以後の加入期間が8年(96月)、平均標準報酬月額30万円(賞与込み)の場合

$$\begin{aligned} \text{年金額} &= 250,000(\text{円}) \times \frac{7.225}{1000} (\text{表1}) \times 120\text{月} + 300,000(\text{円}) \times \frac{5.558}{1000} (\text{表1}) \times 96\text{月} \\ &= \frac{376,900\text{円}}{100\text{円未満は切上げ}} \end{aligned}$$

表1 生年月日別給付乗率表

生年月日	平成15年3月までの期間の乗率	平成15年4月以後の期間の乗率
昭和16年4月2日 ~ 昭和17年4月1日	1000 分の 7.757	1000 分の 5.967
昭和17年4月2日 ~ 昭和18年4月1日	1000 分の 7.643	1000 分の 5.879
昭和18年4月2日 ~ 昭和19年4月1日	1000 分の 7.539	1000 分の 5.799
昭和19年4月2日 ~ 昭和20年4月1日	1000 分の 7.434	1000 分の 5.719
昭和20年4月2日 ~ 昭和21年4月1日	1000 分の 7.330	1000 分の 5.639
昭和21年4月2日 以後	1000 分の 7.225	1000 分の 5.558

参考 生年月日別支給開始年齢一覧(予定)

男子

生年月日	支給開始年齢
昭和28年4月1日以前	60歳
昭和28年4月2日 ~ 昭和30年4月1日	61歳
昭和30年4月2日 ~ 昭和32年4月1日	62歳
昭和32年4月2日 ~ 昭和34年4月1日	63歳
昭和34年4月2日 ~ 昭和36年4月1日	64歳
昭和36年4月2日以後	65歳

女子

生年月日	支給開始年齢
昭和33年4月1日以前	60歳
昭和33年4月2日 ~ 昭和35年4月1日	61歳
昭和35年4月2日 ~ 昭和37年4月1日	62歳
昭和37年4月2日 ~ 昭和39年4月1日	63歳
昭和39年4月2日 ~ 昭和41年4月1日	64歳
昭和41年4月2日以後	65歳

国の老齢厚生年金の支給開始年齢に準拠しています。